

(平成 31 年 3 月 20 日開催 教育制度委員会了承)

(令和元年 5 月 14 日開催 研究科長部会了承)

(令和元年 5 月 28 日開催 教育研究評議会了承)

(令和元年 5 月 28 日 総長裁定)

京都大学学部教育における CAP 制の導入について

CAP 制とは、単位制度の実質化を促進するため、学生が 1 学期間あるいは 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）を設ける制度である。

本学学部教育においても、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 27 条の 2 の規定に基づき、教養・共通教育及び一部の学部において CAP 制を導入しているが、単位制度の実質化の観点から、学生が各年次にわたってバランスよく科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることを目的として、各学部において、下記の各項目を踏まえて CAP 制の導入を検討するものとする。

CAP 制導入の検討にあたり、各学部は、学生の授業時間外学修が単位制度の実質化の趣旨に即した形で促進されているか、あるいは実際に実行されているか等の検証を行い、教育制度委員会に報告するものとする。

国際高等教育院は、教養・共通教育科目に係る履修登録状況やその分析結果の情報を各学部や教育制度委員会等に提供すること等により、各学部における CAP 制導入の検討に協力するものとする。教育 IR 推進室は、各学部の求めに応じ、履修登録状況等の分析を行い、情報を提供する。

また、今後、更なる単位制度の実質化を促進するため必要な措置を検討する場合は、教育制度委員会が当該検討を行う。

記

1. 対象学生

原則として、令和 2 年 4 月 1 日以降入学者を対象としたカリキュラムが適用される学部学生を対象とする。ただし、編入学及び転学部・転学科の学生については、修業年限内での卒業に支障を来すことのないよう、必要に応じて配慮をすることとする。

2. 上限単位数の設定

上限単位数は、全学共通科目と学部科目をあわせて、1 学期 30 単位を目安として、各学部の教育事情に応じて学部ごとに定める。

3. 通年開講科目の取扱い

通年開講科目については、その単位数の 2 分の 1 を 1 学期分の単位数として扱い、当該学期の履修登録単位数を計算する。

4. 上限を超える履修の許可

各学部の定めるところにより、前年度又は前学期に特に優秀な学修成果をあげる等、一定の条件を満たす学生に対しては、上限単位数を超えた履修を許可することを可能とする。

5. 対象科目

原則として卒業要件に算入できる全ての授業科目を対象とするが、以下の科目については、対象外とする。

(1) 授業期間外に行われる集中形式で実施する授業科目

- (2) 大学コンソーシアム京都単位互換科目
- (3) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で履修し、学部において単位認定を受けた授業科目
- (4) その他学部が指定する授業科目

以上